十一　初期利子　平成三十年七月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

額面金額×$\frac{0.05}{100}$×$\frac{1}{2}$

十二　第二期以後の利子　毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

額面金額×$\frac{\text{第十号に規定する第二期以後の利子の適用利率}}{100}$×$\frac{1}{2}$

十三　償還期限　平成四十年一月十五日

十四　償還金額　額面金額百円につき百円

十五　払込期日　平成三十年一月十五日

十六　払込場所　日本銀行の本店又は支店

十七　中途換金の取扱い　中途換金の買取りは、平成三十一年一月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成三十一年一月十五日から平成三十一年七月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第二期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）

㈡　平成三十一年七月十五日以後の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）

十八　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第三条の規定による改正前の相続税法第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成三十一年一月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成三十年七月十五日から平成三十一年一月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額）

㈡　平成三十年七月十五日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額

十九　元利金支払場所　日本銀行

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第１３８号

東京都新宿区住吉町11－２　第２菊池ビル301

債務者　鈴木　英之

1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青野　博晃
4　破産債権の届出期間　平成30年２月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３９号

東京都新宿区住吉町11－２　第２菊池ビル301

債務者　鈴木　達也

1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青野　博晃
4　破産債権の届出期間　平成30年２月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０９号

東京都練馬区北町２丁目11－２－404

債務者　米谷　見知

1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山平　喜子
4　破産債権の届出期間　平成30年２月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７号

静岡市駿河区曲金６丁目４番16－1201号

債務者　望月　欣也

1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　正幸
4　破産債権の届出期間　平成30年２月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７９号

東京都調布市布田１丁目26－12－220

債務者　縄田　秀樹

1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀内　大輔
4　破産債権の届出期間　平成30年２月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２８号

東京都品川区中延４丁目１－21－204

債務者　橋本　祐治

1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　光岡　幸生
4　破産債権の届出期間　平成30年２月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
東京地方裁判所民事第20部